

平成十六年六月四日提出  
質問第一三九号

欠陥自動車等に関する質問主意書

提出者  
長妻昭

## 欠陥自動車等に関する質問主意書

いわゆる欠陥自動車・欠陥自動二輪車・欠陥自転車等についてお尋ねする。

- 一 過去十年間、欠陥が原因で発生した人身・物損事故の内容（①発生年月日、②発生場所、③事故発生状況及び被害状況及び事故原因、④罰則等の適用・誰にどの程度の罰則を科したか、⑤損害賠償はいくらで誰が支払ったか・保険の場合は誰が加入する保険で支払ったか、⑥欠陥のあった自動車・自動二輪車・自転車等のメーカー名と車名、使用年数、年式、⑦欠陥の詳細内容、⑧当該メーカーはその欠陥をいつの時点で知っていたか、その年月は、⑨当該メーカーがその欠陥を知ったのは、当該事故の前か後か、⑩当該メーカーはその欠陥をいつ公表したか、その年月は、⑪欠陥のあった自動車・自動二輪車・自転車等に対してリコールや回収、国民への注意喚起等、当局はどのような対応をいつ取ったのか、⑫メーカーに対する当局の指導内容、それはいつなされたか）をお示し願いたい。

- 二 過去十年間、主に自動車・自動二輪車・自転車そのものが原因で発生した人身・物損事故の内容（①発生年月日、②発生場所、③事故発生状況及び被害状況及び事故原因、④罰則等の適用・誰にどの程度の罰則を科したか、⑤損害賠償はいくらで誰が支払ったか・保険の場合は誰が加入する保険で支払ったか、⑥

当該、自動車・自動二輪車・自転車等のメーカー名と車名、使用年数、年式、⑦当該メーカーはその原因をいつの時点で知っていたか、その年月は、⑧当該メーカーがその原因を知ったのは、当該事故の前か後か、⑨当該メーカーはその原因をいつ公表したか、その年月は、⑩当該自動車・自動二輪車・自転車等に対してリコールや回収、国民への注意喚起等、当局はどのような対応をいつ取ったのか、⑪メーカーに對する当局の指導内容、それはいつなされたか）をお示し願いたい。

三 メーカーは欠陥を知った時点で、広く消費者や国民に公表する義務があると考えるが、いかがか。

また、これに関して行政当局のあるべき対応は何か。

右質問する。